吉見町「週休２日工事」に係る事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、吉見町が発注する建設工事において、「週休２日工事」の実施に当たり必要となる事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）　週休２日工事　完全週休２日、月単位の週休２日、通期の週休２日に取り組む工事の総称（類似する取組も含む。）をいう。

（２）　現場閉所型の週休２日工事　対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式をいう。

ア　週休２日

（ア）　完全週休２日　対象期間において、全ての週で２日以上の現場閉所を行うことをいう。

（イ）　月単位の週休２日　対象期間において、月ごとに４週８休以上の現場閉所を行うことをいう。

（ウ）　通期の週休２日　対象期間において、４週８休（現場閉所日数の割合２８．５％（８日／２８日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

イ　対象期間　現場着手日から現場完成日までの期間をいう。この場合において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は対象期間に含まない。

ウ　現場閉所　対象期間中に巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所を含む。

（３）　交替制の週休２日工事　対象期間において、当該工事に係る技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」という。）が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

ア　週休２日

（ア）完全週休２日　対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保する状態をいう。

（イ）月単位の週休２日　対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに４週８休以上の休日（現場に従事した対象者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

（ウ）通期の週休２日　対象期間において、対象者が交替しながら４週８休以上の休日（休日率が２８．５％（８日／２８日）の水準の状態）を確保する状態をいう。

イ　対象期間　現場着手日から現場完成日までの期間をいう。この場合において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休２日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

ウ　休日　対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を２４時間通して行っていない状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の休日を含む。

（４）現場着手日　現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

（５）現場完成日　現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

（対象とする工事）

第３条　週休２日工事は、原則として全ての工事を対象とする。

２　前項の規定にかかわらず、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、週休２日工事の対象としないことができる。なお、発注者は、特記仕様書に別紙１のどちらかを記載する。

３　前項の規定により対象としない工事は、次に掲げる工事とする。

（１）　緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

（２）　対象期間が１週間未満の工事

（３）　竣工時期又は現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

（４）　単価契約方式による工事

（５）　前各号に掲げるもののほか、週休２日の実施が困難な工事

（多様な働き方の取扱い）

第４条　受注者が、１年単位の変形労働時間制（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の４に規定する労働時間制をいう。）の活用等により、当該工事による週休２日の確保と同等の休日等を、契約期間外も含めて設定し、契約期間内において所定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事において週休２日工事を達成したものとみなす。

（監督員への報告）

第５条　受注者は、工事完成時に吉見町「週休２日工事」取組報告書（様式第１号）により、週休２日工事の実施状況を監督員に報告するものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領の規定は、施行の日以後に公告等を行う工事について適用する。

別紙１（第３条関係）

（特記仕様書の記載例）

＜特記仕様書＞

■ 週休２日工事の対象とする場合

１　週休２日工事 本工事は、吉見町「週休２日工事」の対象工事とし、その実施は、吉見町「週休２日工事」に係る事務取扱要領によるものとする。 取扱要領は、吉見町ホームページで確認すること。 吉見町ホームページ：https://www.town.yoshimi.saitama.jp/

■ 週休２日工事の対象としない場合

１　週休２日工事 本工事は、吉見町「週休２日工事」の対象工事としない。

様式第１号（第５条関係）

吉 見 町 「 週 休 ２ 日 工 事 」 取 組 報 告 書

年　　月　　日

吉　見　町　長　　様

所在地又は住所
受注者　商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

吉見町「週休２日工事」に係る事務取扱要領第６条の規定により、次のとおり報告します。

工 事 名	
工事場所	
工　　期	
対象期間	
取組内容 ※該当する１つを選択すること。	□　週休２日工事の実施状況について、次のとおり報告します。 □　現場閉所型 □　完全週休２日　（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） □　月単位の週休２日（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） □　通期の週休２日　（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） □　交替制 □　完全週休２日　（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） □　月単位の週休２日（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） □　通期の週休２日　（期間：　年　月　日から　年　月　日まで） ※複数の方法で実施した場合は、方法ごとに実施した期間を記入してください。
	□　本工事における週休２日工事に類似する取組として、次のとおり報告します。※記載例：１年単位の変形労働時間制により、○月から○月まで週休３日を確保。 【取組の概要】
	□　本工事では、週休２日工事に取り組みましたが、次の理由により実施できなかったため報告します。 【理由】